

平成29年最低賃金に関する実態調査及び賃金構造基本統計調査 にご協力ください

○ 最低賃金に関する実態調査

この調査は、最低賃金の金額改正の資料となる調査であり、『最低賃金に関する賃金改定状況調査』と『最低賃金に関する基礎調査』の2種類の調査があります。

『賃金改定状況調査』は、当年と前年の6月分の賃金を比較して、賃金の改定状況(引上げ、引下げとその率)について調査するもので、中央最低賃金審議会の審議資料となります。

また、『最低賃金に関する基礎調査』は、県内の賃金の実態について調査するもので、この結果は広島地方最低賃金審議会の審議資料となります。

両調査とも5月から6月にかけて実施しております。

なお、Excel形式で調査票を作成される方は、こちらのURLよりフォーマットをダウンロードしてご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/97-1.html>

○ 賃金構造基本統計調査

この調査は、我が国の最も重要な統計の一つとして、法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定されている調査であり、労働者の賃金の実態を産業、地域、企業規模、労働者の性、学歴、年齢、勤続年数等の別に明らかにすることを目的として、昭和23年から毎年行っているものです。

この調査結果は、企業、労働者その他関係方面に高く評価され、各種の政策決定の際の基礎資料として極めて重要な役割を果たすとともに、賃金管理をはじめとする労務管理等に広く利用されています。

広島県下においては、毎年千余の事業所が抽出されており、調査対象事業所となった事業所の皆様には6月下旬から7月にかけて、広島労働局から調査をお願いすることになります。

○ 調査結果

これまで、これらの統計調査にご協力をいただいた事業所の皆様には、御礼申し上げます。

皆様からご協力いただいた調査の結果については、ホームページ上で公開しておりますので、最低賃金に関する実態調査については、

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/97-1.html>

賃金構造基本統計調査については、

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_zenkoku.html

からご覧いただけます。

また、賃金構造基本統計調査については、広島労働局または県内の各労働基準監督署で、印刷物としてご覧いただくこともできます。

この記事に関するお問い合わせ

広島労働局 労働基準部 賃金室

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番 30 号

広島合同庁舎第2号館5階

電話(082)221-9244